

第 23 号 議 案

平成 29 年 8 月 22 日
任 用 給 与 課

「職員の採用・昇任等に関する一般基準」の一部改正について

標記の件について、別紙のとおり改正する。

● 「職員の採用・昇任等に関する一般基準」の一部改正について

1 改正理由

近年の無線通信技術の発展に伴い、海洋技術の採用制度の改正に係る規定整備を行う。

2 改正内容

別表9「職務分類基準（Ⅰ）1級職（Ⅲ類）への採用選考基準及び方法」中、「2級海技士（通信）」を「3級海技士（電子通信）」に改める。

3 適用年月日

平成29年9月1日

（参考） 職員の採用・昇任等に関する一般基準

（地方公務員法第17条第2項）

人事委員会は、任命の方法（採用・昇任・降任・転任）のうちいずれによるべきかについての一般的基準を定めることができる。

⇒ 職員（警察官・消防吏員を除く）の採用・昇任等に関する一般的基準を規定

※ 警察官・消防吏員については、それぞれ一般基準に準じた任用規程を整備

職員の採用・昇任等に関する一般基準新旧対照表

改正案					現行					
職員の採用・昇任等に関する一般基準 (昭和61年3月26日 決定)					職員の採用・昇任等に関する一般基準 (昭和61年3月26日 決定)					
1から17 (現行のとおり) 付則 (現行のとおり) 附則 この一般基準は、平成29年9月1日から適用する。 (削る)					1から17 (略) 付則 (略) 附則 1 この一般基準は、平成29年4月1日から適用する。 2 この一般基準の改正の議決の日以後、適用日以後に行う採用に関し必要な手続きについて、 改正前の一般基準により難しい場合は、適用日前においても、改正後の一般基準により行うものとする。					
(参考) (現行のとおり) 別表1から別表8まで (現行のとおり)					(参考) (略) 別表1から別表8まで (略)					
別表9 職務分類基準 (I) 1級職 (Ⅲ類) への採用選考基準及び方法					別表9 職務分類基準 (I) 1級職 (Ⅲ類) への採用選考基準及び方法					
職 種	給 料	選考の基準及び方法			職 種	給 料	選考の基準及び方法			
		経歴・資格・免許	年齢 (未満)	方 法			経歴・資格・免許	年齢 (未満)	方 法	
事務系	(現行のとおり)				事務系	(略)				
福祉系	(略)				福祉系	(略)				
一般技術系	林業	(略)			林業	(略)				
	畜産	(略)			畜産	(略)				
	水産	(略)			水産	(略)				
	造園	(略)			造園	(略)				
	海洋技術	行(一) 1	高校を卒業した者で、4級海技士(航海)・(機関)及び3級海技士(電子通信)のいずれかの免許を有し、実習船の指導員としてふさわしい者	40	筆記・面接	海洋技術	行(一) 1	高校を卒業した者で、4級海技士(航海)・(機関)及び2級海技士(通信)のいずれかの免許を有し、実習船の指導員としてふさわしい者	40	筆記・面接
	農業技術	(略)			農業技術	(略)				
	職業訓練	(略)			職業訓練	(略)				
写真	(略)			写真	(略)					
無線通信	(略)			無線通信	(略)					
航空機械技術	(略)			航空機械技術	(略)					
医療技術系	(現行のとおり)				医療技術系	(略)				
別表9から別表27まで (現行のとおり)					別表9から別表27まで (略)					